

労働保険の成立手続きがお済みになった事業主さまへ

概算保険料の申告・納付手続きはお済みですか？

概算保険料の申告・納付手続きは保険関係が成立した日から50日以内となっています。手続きが遅延しますと、督促や滞納処分、また延滞金が課されることがありますのでご注意ください。

労働保険成立手続きがお済みになった後も、次のような各種手続き等が必要となります。

労働保険料の年度更新（毎年6月1日～7月10日）

労働保険料は、その年度（4月1日～翌年3月31日）における概算の保険料を算出して申告・納付を行い、翌年度に確定申告を行うとともに、併せて当該年度の概算保険料を申告納付することとしており、これを毎年繰り返して行っていただくこととなります。

この手続きを「年度更新」といいます。

すべての事業主の皆様には、申告時期に郵送される労働保険料申告書により、毎年法定の申告期間内（6月1日～7月10日）に、労働局、労働基準監督署又は金融機関（保険料の納付と同時に行うものに限る）で年度更新の手続きを行っていただく必要があります。

法定期間内に申告・納付の手続きが行われない場合には、政府による労働保険料等の認定決定が行われる場合があります、通常ご負担いただく必要のない追徴金が課されることもありますので、必ず手続きをされるようお願いします。

労働保険対象者の範囲・保険料の算定に関すること

労災保険と雇用保険の対象者の範囲や保険料の算定等の概要は次のとおりです。

区分	労災保険	雇用保険
基本的な考え方	常用、日雇、パート、アルバイト、派遣等、その名称や雇用形態にかかわらず、労働の対償として賃金を受けるすべての方が対象です。	名称や雇用形態にかかわらず、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用見込みがある場合は原則として被保険者となります。
雇い入れ時の個々の労働者の届け出	労働者ごとの届け出は必要ありません。	所在地を管轄する公共職業安定所への「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。
法人の役員や事業主と同居の親族	労災保険、雇用保険のいずれも原則として対象者とはなりません。	

労働保険料の算定にあたっては、対象となる労働者の賃金、手当（通勤手当の非課税分も含む）、賞与、その他名称のいかんを問わず労働の対償として支払うすべてのものが対象となります。

また、労働保険の対象とならない役員等の報酬などを誤算入しないようご注意ください。

<雇用保険被保険者の雇用保険料の負担>

事業主が、被保険者から労働者負担分の雇用保険料を控除する場合は、被保険者の賃金総額に労働者の負担分の雇用保険率を乗じた額を控除して下さい。

なお、計算した被保険者負担額に1円未満の端数が生じたときは、その端数の取扱いは次のとおりとなります。

○賃金から源泉控除する場合・・・端数が50銭以下は切捨て、50銭1厘以上は切上

○被保険者が現金で支払う場合・・・端数が50銭未満は切捨て、50銭以上は切上

雇用保険に関する主な手続き

雇用保険の被保険者となる労働者を雇い入れた場合は、労働保険成立届の提出のほか、所在地を管轄する公共職業安定所に「雇用保険適用事業所設置届」や「雇用保険被保険者資格取得届」を提出する必要があります。

被保険者個々について必要な手続きで主なものは次表のとおりです。

事由（提出様式）	いつまでに	提出時に持参いただく確認書類
労働者を雇用したとき （雇用保険被保険者資格取得届）	被保険者となった日の属する月の翌月10日まで	左記期日を経過した場合は、賃金台帳、労働者名簿、出勤簿（タイムカード等）
離職等により被保険者でなくなったとき （雇用保険被保険者資格喪失届）	被保険者でなくなった事実があった日の翌日から10日以内	労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、雇用契約書等

有期事業（建設の事業及び立木の伐採の事業）で随時必要となる手続き

毎月10日までに、その前月中において開始した個々の事業（建設工事（元請工事が対象）や立木の伐採の事業）について「一括有期事業開始届」を、有期事業の一括の事務所の所在地を管轄する労働基準監督署に提出する必要があります。

また、建設事業の元請負人は、その現場の見やすい場所に「労災保険関係成立票（様式第25号）」を掲げなければなりません。

なお、請負金額が1億8千万円以上（消費税を除く）又は概算保険料額が160万円以上となる建設の事業及び、伐採する素材の生産量が1,000立方メートル以上又は概算保険料額が160万円以上となる立木の伐採の事業については、その事業単独で別途保険関係の成立及び申告が必要となります。

事業主・事業の名称・所在地を変更した場合

事業の種類	何を	どこへ	いつまでに
一元適用事業	名称・所在地等変更届	所在地を管轄する労働基準監督署	変更を生じた日の翌日から起算して10日以内
	雇用保険事業主事業所各種変更届	所在地を管轄する公共職業安定所	
二元適用事業（労災保険）	名称・所在地等変更届	所在地を管轄する労働基準監督署	の翌日から起算して10日以内
二元適用事業（雇用保険）	名称・所在地等変更届 雇用保険事業主事業所各種変更届	所在地を管轄する公共職業安定所	

提出時に変更内容が確認できる資料（登記簿謄本写し、賃貸契約書写し等）を確認させていただくことがあります。

なお、一括有期事業の県外移転については、移転前の所在地を管轄する労働基準監督署への確定保険料申告書で保険関係を廃止いただき、移転後の所在地を管轄する労働基準監督署において、保険関係成立届・概算保険料申告書を提出して新たに保険関係を成立いただく必要があります。

※二元適用事業とは、労災保険と雇用保険それぞれ別個の保険関係を成立する必要がある「建設の事

業」「農林水産の事業」「港湾運送事業」「都道府県・市町村・これらに準ずる事業」をいいます。
 (一元適用事業は二元適用事業以外の事業)

※事業の種類(労災保険の適用業種)が変わったときは、所在地を管轄する労働基準監督署に名称・所在地等変更届を提出して下さい。

支店や営業所が新たに出来た場合

労働保険の保険関係は、個々の適用事業単位に成立するのが原則ですので、本社が保険成立されていても、支店や営業所が出来た場合は、個々に保険関係の成立にかかる手続きや、労働保険料の申告納付手続きが必要です。

しかし、事業主及び政府の事務処理の便宜と簡素化を図るため、一定の要件を満たす事業については、これらの複数の保険関係にかかる申告納付手続きを、指定した一つの事業でまとめて行うことができる「継続事業の一括」という手続きがあります。

継続事業の一括が行える事業については、次の2つの要件を満たしている必要があります。

要件1	指定事業(申告納付を一括して行う事業・・・例えば本社)と、被一括事業(支店や営業所)の「労災保険率表」による「事業の種類」が同じであること。
要件2	指定事業と、被一括事業の保険関係区分が同一であること。 ※指定事業と被一括事業のいずれも、一元適用事業で労災保険・雇用保険の両保険とも保険関係が成立している事業(保険関係区分111)、または、二元適用事業において労災保険、雇用保険いずれか同一の保険関係が成立している事業(保険関係区分711)に限ります。

継続事業の一括については、次の手続きにより認可を受ける必要があります。

手続き1	新設した支店・営業所(被一括事業)の所在地を管轄する労働基準監督署(一元適用事業、二元適用事業(労災保険))、または、公共職業安定所(二元適用事業(雇用保険))に、「保険関係成立届」を提出
手続き2	指定事業(本社等)の所在地を管轄する労働基準監督署、または、公共職業安定所に、手続き1により付与された労働保険番号を記載した「継続一括認可・追加・取消申請書」を提出。

事業を廃止した場合(雇用する労働者がいなくなった場合も含まれます)

事業を廃止したとき、雇用する労働者がいなくなったとき、労働保険事務組合に事務委託したときは、次表の手続きが必要です。

事業の種類	何を	どこへ	いつまでに
一元適用事業	確定保険料申告書・納付書 (黒色・赤色印刷)	所在地を管轄する労働基準監督署、 労働局又は金融機関	保険料申告納付手続き は、廃止した日の翌日から 50日以内
	雇用保険適用事業所廃止届	所在地を管轄する公共職業安定所	
二元適用事業(労災保険)	確定保険料申告書・納付書 (黒色・赤色印刷)	所在地を管轄する労働基準監督署、 労働局又は金融機関	雇用保険適用事業の廃止 手続きは、廃止した日の 翌日から10日以内
二元適用事業(雇用保険)	確定保険料申告書・納付書 (藤色・赤色印刷)	所在地を管轄する労働局又は金融機関	
	雇用保険適用事業所廃止届	所在地を管轄する公共職業安定所	

労働保険料の口座振替

労働保険料等の納付につきましては、口座振替がご利用いただけます。

口座振替にて労働保険料を納付するメリットとして次のようなものがあります。

- 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消される。
- 納付の「忘れ」や「遅れ」がなくなるため、延滞金を課される心配がなくなる。
- 手数料はかかりません。
- 通常の納期限と比較して少し遅めの振替日が設定されている。

口座振替は、「厚生労働省ホームページから申込用紙をダウンロード又は労働局・労働基準監督署で入手していただき、口座振替を行う金融機関の窓口へ提出」といった簡単な手続きで申込みを行うことができます。

労働保険関係各種手続きの電子申請

労働保険関係の手続きについては、会社やご自宅のパソコンで電子申請が行えます。

電子申請を行うメリットとして次のようなものがあります。

- 労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の窓口に行く必要がなく、移動時間や待ち時間などの時間的なコストや、移動費用や人件費等のコストが削減できる。
- 土日などの閉庁日も含めて24時間365日、いつでも会社やご自宅で手続きが行える。
- 申請書や届出の用紙の入手が不要で、入力ミスや記入もれのチェックも画面上ですでしてくれる。

電子申請に関する詳しい情報は、e-Gov（電子政府）、厚生労働省、三重労働局のホームページをご覧ください。 ※下記 URL は変更される場合があります。

e-Gov <http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html>

厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html

三重労働局 http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/houkais_ei_goannai/20150317.html

労働保険事務組合制度

中小事業主の方々のために「労働保険事務組合」への委託制度がもうけられています。

この制度は、事務委託した労働保険事務組合が事業主に代わって労働保険に関する諸手続を行う制度で、委託した場合のメリットとして次のようなものがあります。

- 委託した労働保険事務の省力化が図られます。
- 労働保険料の額にかかわらず3回に分納できます。
- 通常、労災保険に加入できない事業主や家族従事者の方も、「特別加入申請」により加入することができます。

労働保険事務組合制度の詳細については、三重労働局総務部労働保険徴収室（Tel059-226-2100）にお問合せ下さい。

このリーフレットでは、労働保険に関する主な手続き等の一部について紹介しています。労働保険に関する制度や手続きにかかる詳細等につきましては、三重労働局総務部労働保険徴収室、労働基準監督署、公共職業安定所にお問合せ下さい。